資　料　提　供
令和５年５月３日
担　当：広島県対策本部
担当者：新型コロナウイルス
感染症対策担当　草薙
電　話：082-513-2846
【報道機関専用 080-1641-7590】

新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（速報）

令和５年５月２日（火）に、新型コロナウイルス感染症の患者 158 例が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内 813188～813345 例目です。現時点で把握している情報は次のとおりです。

なお、県全体の直近７日間の 10 万人当たり新規報告患者数は 75.0 です。

【発生数】　１１市 ６町 で、　10歳未満 ～ 90歳以上　　計１５８名

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
大竹市	1										1
廿日市市	3	4	4	6	4		2	2	1	1	27
府中町		1	2	1	1	1	2				8
海田町	1	2	1	1					1	2	8
熊野町			1		1			1	2		5
安芸高田市					1		3				4
安芸太田町							1				1
北広島町	6									1	7
江田島市					1		1	2			4
東広島市	2	4	5	3	6	2	3	1	1		27
竹原市		2			1						3
大崎上島町					1						1
三原市		3		1	2	4		1	1		12
尾道市		6	1	1	6	3	1	1	2	2	23
府中市	1	4	2	2	1	1	2		1	1	15
三次市	1	3	3	3	1						11
庄原市							1				1
合　計	15	29	19	18	26	11	16	8	9	7	158

（注）医療機関，ＰＣＲセンター，陽性者登録センター等での全患者を含んでいます。

【参考１】　陽性者登録センターでの登録状況：上記のうち、１１名が陽性者登録センターで登録された患者です。

年　代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
合　計	3	1	2		3		2				11

【参考２】　届出対象者の状況：上記のうち、３１名が届出対象者です。

年　代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
合　計				2			5	8	9	7	31

お　願　い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

（裏面に令和５年５月９日以降の公表の取扱いについて記載しています。）

＜新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う資料提供について＞

新型コロナウイルス感染症患者数について、５類感染症移行後は、これまでの全数把握を終了し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 14 条第２項に基づき、定点医療機関における定点把握へ移行して、患者の発生動向を把握することとします（保健所設置市３市も同様の取扱い）。

これに合わせて、毎日の「新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（速報）」についての資料提供は、５月８日（月）に終了します。

※５月８日の資料提供分（５月７日の感染者数の状況）が最後となります。

５類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症患者の発生動向は、県ホームページの感染症週報のサイトから御確認ください。

（サイト URL）
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kanzya-zyouhou-syuukaiseki.html

なお、定点把握による第１回目のホームページ公表は、令和５年５月 18 日（木）を予定しています。
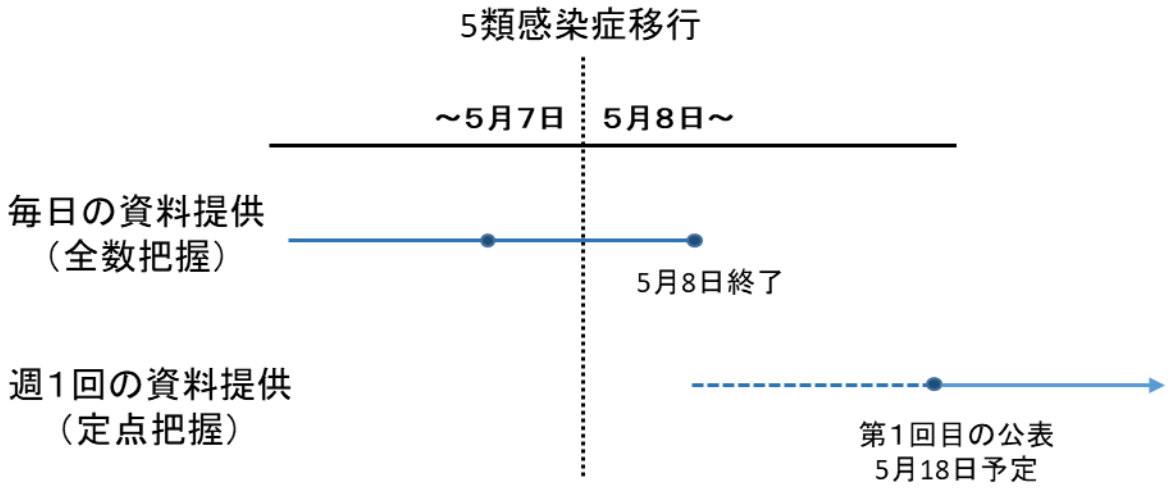
※５月 18 日（木）には、第 19 週（５月８日（月）～５月 14 日（日））の状況を提供予定です。